様式６－２

**愛知・名古屋2026大会チケッティング業務委託**

**共同事業体協定書**

（目的）

第１条　当共同事業体は、愛知・名古屋2026大会チケッティング業務委託（以下「本業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同事業体は、○○○○・○○○○共同事業体（以下、「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を〇〇県○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、〇〇年〇〇月○○日に成立し、本業務の委託契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

３　本業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前２項の規定にかかわらず、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が本業務に係る委託契約を他者と締結した日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

所　在　地　　　　○○県○○市○○町○○番地○○

商号又は名称　　　○○○○株式会社

所　在　地　　　　○○県○○市〇〇町○○番地○○

商号又は名称　　　○○○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当共同体は、○○○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の業務の分担）

第８条　当共同体における各構成員の業務分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務　　　（構成員名）

○○○○業務　　　（構成員名）

（運営委員会）

第９条　当共同体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

２　運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。

３　運営委員会は、第1条の目的を遂行するため、基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本業務を遂行するものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本業務契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、当共同体の名称を冠した代表者名義の（当共同体名義の）別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　各構成員は、本業務を遂行するにあたり、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本業務推進時において発生する共通の経費等については、必要の都度、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互の責任の分担）

第14条　各構成員がその分担事業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する連帯責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（本業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち本業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

３　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（構成員の除名）

第17条　当共同体は、構成員のうちいずれかが、本業務途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、第14条第２項及び３項の規定を準用するものとする。

（本業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが本業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して本業務を完了する。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認を得て残存構成員の中から新たな代表者を選定できるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第20条　当共同体が解散した後においても、発注者に引き渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社外○社は、上記のとおり本業務における共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

○○年○月○○日

商号又は名称 ○○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役　○○○○

商号又は名称 ○○○○株式会社

代 表 者 名 代表取締役　○○○○